

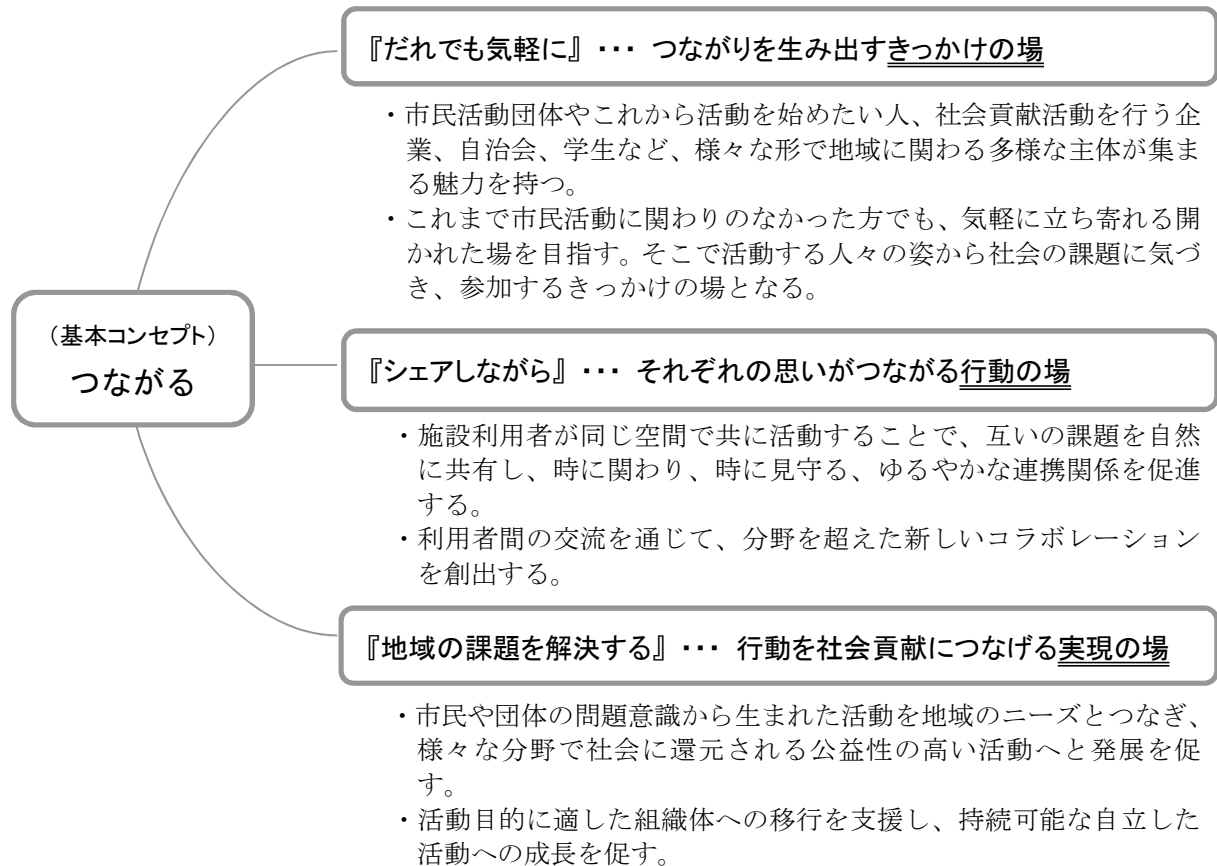
(仮称) 市民活動交流センターの概要について

1 目的

(仮称) 市民活動交流センターは、小田原駅周辺に点在している市民活動サポートセンター、女性プラザ、国際交流ラウンジなどの市民利用施設等を集約するとともに、市民会館本館の中小会議室機能を配置し、市民や市民活動団体、企業など、様々な主体が交流する拠点施設として整備します。

また、小田原市市民活動推進条例に定めた責務に基づく市民活動を推進する施策を継続するとともに、社会貢献活動をより一層活性化し、市の将来都市像である「市民の力で未来を拓く希望のまち」の実現を目指します。

2 コンセプト



3 機能

(1) 拠点機能

- ・ 活動分野や活動エリアを超えた交流の場を提供
- ・ 打ち合わせや研修などの活動の場を提供
- ・ イベント開催や展示、チラシ配架等による活動を発信する場の提供

(2) 相談・支援機能

- ・ 団体運営についてのコンサルティング、イベント・ワークショップの企画協力
- ・ NPO法人の設立や公益的な事業の立ち上げ時などの相談及び専門家の紹介

(3) 協働支援機能

- ・ 様々な主体による協働事業の立ち上げ支援、助成金や受託事業の活用についての相談調整
- ・ 企業による社会貢献活動への支援、奉仕活動団体と市民活動の連携促進

(4) 学習・体験機能

- ・ 市民活動の担い手に向けた、スキルアップや組織運営等についての研修機会の提供
- ・ 一般の利用者に向けた、社会的課題についての啓発や市民活動等の体験機会の提供

(5) 交流・コーディネート機能

- ・ ボランティア希望者のマッチングや活動団体間のコーディネート
- ・ 市民活動団体やNPO設立希望者等に向けた、公的補助金や民間ファンドの紹介

(6) 情報の集約・発信機能

- ・ 様々な活動主体（市民、市民活動団体、自治会、行政、福祉団体、企業等）の情報集約、情報紙や電子媒体等による情報発信
- ・ 会議室利用者や市民活動団体等による主催事業の広報及び集客の支援

4 事業

(1) 3施設において既に実施している事業のうち、新しい施設に集約しつつ、継続的な展開を検討していく事業

	市民活動サポートセンター	国際交流ラウンジ	女性プラザ
①拠点機能	ミーティングスペース 作業スペース	談話スペース 会議スペース	グループ活動スペース 展示スペース
②相談・支援機能	市民活動に関する相談 NPO法人化に関する相談 補助金や民間ファンドの紹介	外国籍住民への相談・支援機関の紹介	
③協働支援機能	企業との協働事業		
④学習・体験機能	市民活動入門講座 夏休みボランティア体験学習 高校生ボランティアパソコン講座		体験講座 グループ展、個展
⑤交流・コーディネート機能	団体間交流会 自治会との連携 サポセン祭りの企画	ティーサロン	持ち寄り展示会（文化祭）
⑥情報の集約・発信機能	市民活動パネル展 ホームページ運営 団体情報の発信 イベント・講座情報の発信 情報紙の発行	外国籍住民のための情報提供 英字新聞の設置 情報端末の設置	企画展 ・男女共同参画週間 ・DV防止週間

(2) 新たに実施する事業の方向性

①拠点機能

活動内容の発表やイベント開催など、これまでの取組みの発展や新しい活動の創出を促す場としての事業

②相談・支援機能

専門性の高い相談への対応や活動目的に適した組織体への移行支援など、活動や運営のコンサルティングを行う事業

③協働支援機能

行政との協働や企業による社会貢献活動（CSR）、大学等の外部機関との連携など、活動のパートナーシップを広げる事業

④学習・体験機能

多様化する活動主体のニーズに対応する学習プログラムの提供、若い世代や高齢者にも参加しやすいボランティア体験プログラムを提供する事業

⑤交流・コーディネート機能

活動の分野を超えたまちづくりワークショップ等、多様な主体の交流を創出する事業

⑥情報の集約・発信機能

市民活動に関する情報を集約し電子媒体などで発信する、市民のニーズと市民活動をつなぐネットワークを構築する事業

5 登録制度（案）

(1) 登録可能な団体

- ・ 3施設を使用していた団体
- ・ CSR活動を行う企業や公益的な活動を行う大学や地域活動団体等

(2) 登録時に活動状況を確認

- ・ 登録時に活動実績と今後の活動計画を提出

(3) 登録を更新制とする

- ・ 1年間の活動報告と翌年の活動計画を提出

(4) 登録団体のできることに

- ・ 定期ロッカーの使用
- ・ オープンスペースの予約
- ・ 交流センター主催事業等への参加 など

6 (仮称) 市民活動交流センターの各スペースの設置目的及び利用方法（案）

(1) オープンスペース

打ち合わせやイベントなどの様々な活動の場となるほか、多様な主体の交流の拠点とする。

利用方法

- ・ 登録団体は予約可能
- ・ 未登録団体及び個人も利用可能（予約不可）
- ・ 利用料は無料

運用のポイント（ワークショップでの主な意見）

- ・ルールとマナーが守れる環境を作る
- ・予約可能な場所と予約なしでも使えるスペースを設ける
- ・他の利用者と交流できる仕組みを作る
- ・魅力があり、誰でも入りやすい雰囲気とする

(2) 多目的コーナー

展示やイベント等の開催により、これまで市民活動に興味のなかった方でも、気軽に立ち寄りたくなる魅力を持ち、つながりを生み出すきっかけの場とする。

利用方法

- ・センター主催事業に登録団体が参加

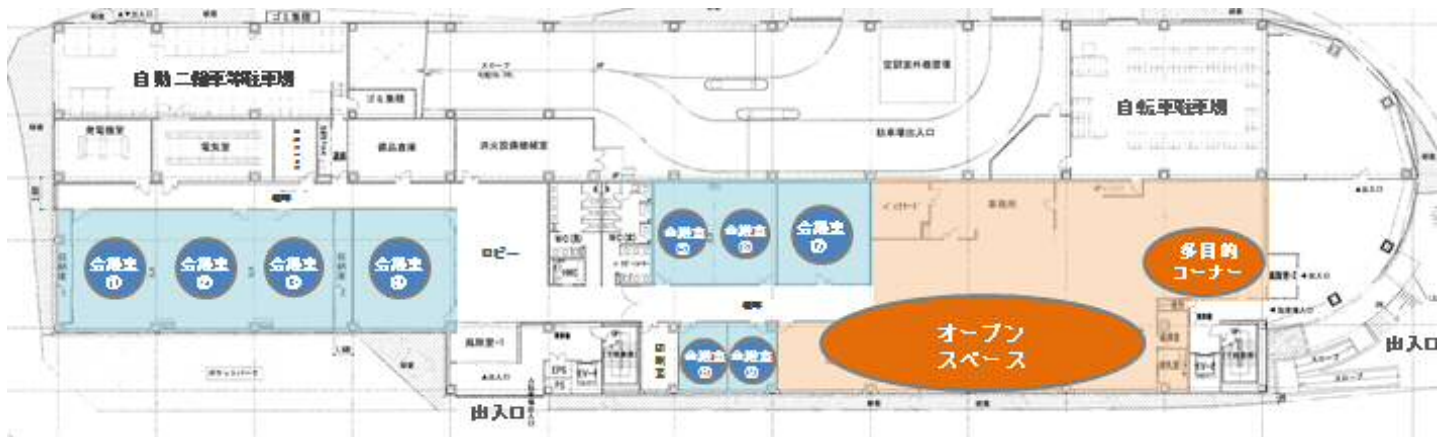
(3) 会議室

市民会館の中小会議室機能を移転することから、これまでと同様に広く市民や企業等が様々な用途で使える場とする。

利用方法

- ・誰でも利用可能
- ・利用料は有料（物品販売等の営利目的時は加算）

(仮称) 市民活動交流センター レイアウト図



【参考】「オープンスペースを使う上で大切にしたいこと」(7月22日実施のワークショップでのまとめ)

設備の充実 情報の充実と発信 ルールとマナーの徹底	使い方の規約を設ける 情報の発信の仕方を工夫する コミュニケーションのとれる楽しい場所にする
公平・平等に使える 色々な交流が起きる仕組み作り 予約なしでも使えるスペース	利用しやすいルールをみんなで作る みんなでマナーを守る。声をかける。 それぞれがそれぞれを思いやる
本来の目的を忘れない 譲り合いの気持ち 入りやすい雰囲気作り	赤ちゃんからお年寄りまで ルールとマナー（思いやり）
人がたくさん集まる場所 マナーを守る 笑顔で気軽に仲間作り	環境の充実 利用しやすさ（予約） 利用者のマナー